

<平成25年中に家計急変したときの授業料の補助>

- ◇ 平成25年の年間所得が、会社都合退職、倒産、死亡、離婚などで急変したときの補助制度です。これらを原因としない、一般的な所得の減少は補助対象外です。
- ◇ 会社都合退職などは、平成24年4月1日以降に発生していることが要件です。
- 申請：在学する学校からの通知に応じ、12月頃学校へ。補助は、学校から平成26年3月頃行われます。

1 補助対象の方 次の要件を全て満たしている方

県内在住 (本人・保護者共に)	父母の一方が単身赴任で県外在住など、世帯が県内にあると認められる場合は対象です。
県内在学	県内設置の私立小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・専修学校高等課程(高校既卒者は対象外)に在学していること。
保護者(主たる生計維持者)に右の事由が生じたこと 時期：平成24年4月～25年12月の間	<ul style="list-style-type: none"> ・会社都合による退職(定年、任期満了は除く。) ・被災、倒産(破産によらない廃業は除く) ・障害認定 ・平成24年4月1日以降に生じた病気等による3か月を超える長期療養 ・死亡 ・離婚(別居は除く) } 主たる生計維持者が替わった場合のみ
平成25年の年間所得の減少	<ul style="list-style-type: none"> ○下の「2 所得基準額」のいずれかに当てはまること ○平成24年の年間所得より減少していること

※ 併用できない補助制度：高等学校等就学支援金の加算支給分 / 神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金

* **東日本大震災で被災の方**：別制度がありますので、そちらで申請します(所得基準、補助額は同じ。**県外在住でも補助対象**)。所得基準は**小・中学生に限り、平成25年度住民税額での申請も可**。詳しくは県へお問い合わせください。

2 所得基準額

○ 高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校高等課程 * 所得が下の基準額未満の方が対象

区分	授業料補助額 (年額)	所得(※1)基準額 (単位：万円)				
		家族の人数(※2)				
		2人	3人	4人	5人	6人
家計急変Ⅰ	118,800円	102	137	172	207	242
家計急変Ⅱ	59,400円	466	503	541	578	615

○ 小学校、中学校、中等教育学校(前期課程) * 所得が下の基準額以下の方が対象

区分	校種	授業料補助額 (年額)	所得(※1)基準額 (単位：万円)				
			家族の人数(※2)				
			2人	3人	4人	5人	6人
所得区分Ⅰ	小学校・中学校・ 中等教育学校(前期課程)	168,000円	77	115	143	160	188
所得区分Ⅱ		149,000円	102	137	172	207	242
所得区分Ⅲ	小学校	90,000円	320	395	465	543	617
	中学校・ 中等教育学校(前期課程)		372	459	541	632	719

※1 「所得」

- ・ 給与所得の場合：総収入金額から、給与所得控除額(所得控除額ではありません)を差し引いた後の金額(源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の額」)です。
- ・ 給与所得以外の所得の場合：総収入金額から、所得税法により算出した必要経費を差し引いた後の金額です。
- ・ 給与所得とそれ以外の所得がある場合：それぞれの所得の合計額です。
* 両親の所得を合計します(控除対象配偶者の場合は合計しません。)

※2 「家族の人数」：保護者(主たる生計維持者)、その配偶者(控除対象配偶者の場合のみ)及び扶養親族の合計人数(申請時の人数)です。

<学校締切り>:12月28日(土)

<問合せ先>045-971-1413(高校事務室)

<提出先>高校男子事務室(1階購買)

または中学男子事務室

3 学校へ提出する書類

①「申請書」

- ・ 用紙は各学校にありますので、学校にお問合せください。
- ・ 児童・生徒1人ごとに提出してください。

※以下の書類が学校が定める提出期限に間に合わない場合は、事前に学校の担当者までご連絡ください。

※以下の書類で確認できない場合、補足のための書類が必要となる場合があります。

②家計急変の事由を確認できる書類 (事実と発生の日付を確認できる書類)

事 由		添 付 書 類
会社都合の退職		「退職証明書」(退職の理由が記載されているもの) または 「雇用保険被保険者離職票—2」の写し など
経営していた会社が 倒産、破産	経営していた会社が 法人	裁判所の「破産手続開始決定書」の写し など
	経営していた会社が 個人経営	税務署に提出した「個人事業廃業届出書」 及び 裁判所の「破産手続開始決定書」の写し など
死亡		「除籍謄本」の写し、「死亡診断書」の写し、「死体検案書」の写しなど、 <u>いずれか一つ</u>
離婚		「戸籍謄本」の写し(離婚の事実・日付が記載されているもの) など

③平成25年、24年の所得を証明する書類 (所得金額が前年より減少した場合に対象となります)

(1)25年中の所得を証明する書類

① 就職している期間がある場合の証明書類	○平成25年の「源泉徴収票」の写し または ○勤務先の会社が発行した平成25年分の「給与支払証明書」 など
② 無職の期間がある場合の証明書類	○「雇用保険受給資格者証」の写し (給付状況がわかる第3面以降も必要です。なお、12月中に雇用保険受給中の場合は、12月の認定日の内容が確認できるものが必要となります。) ○民生委員の無職の「調査書」(「証明書」ではありません。) 調査内容の例:「平成25年1月1日から12月15日の間無職であることを確認した」など、無職の期間の明記が必要です。 また、12月中に就職していない場合は、期間の終期が12月中の日付である必要があります。 *上の二つとも必要な場合の例:1~6月のみ雇用保険受給、7月~12月は無職など
③ 就職している期間と無職の期間の両方がある場合	①と②の両方の書類

(2)24年中の所得を証明する書類 (写しでも可)

区分	次の①~⑤のうち <u>いずれか一つ</u> を添付します。	
サラリーマンなど給与所得者の方	①平成25年度「市(町村)民税・県民税 特別徴収税額 通知書」 ②平成24年の「源泉徴収票」 ③勤務先の会社が発行した平成24年分の「給与支払証明書」	複数枚ある場合は、住所・氏名・年度・総所得金額・控除対象配偶者の有無が記載してある全てのページの写し
自営業などご自分で住民税を納付する方	④平成25年度「市(町村)民税・県民税 納税 通知書」	
①~④の書類がない場合など	⑤平成25年度「(非)課税証明書」 ・ 控除対象配偶者の有無が記載されているもの ・ 市区町村の住民税担当窓口で発行	

※源泉徴収票などで控除対象配偶者の適用がない場合は、配偶者の平成25年中及び24年中の所得が分かる書類 (または民生委員の無職の調査書) が必要になります。

④家族の人数を証明する書類

- ・ 扶養の記載がある源泉徴収票 など

●申請書の提出先：在学する学校です。手続などのお問い合わせは学校へ。

神奈川県 学費補助

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f328/>



神奈川県

県民局次世代育成部私学振興課 認可助成グループ 電話 (045)210-3793(直通)

横浜市中区日本大通1 〒231-8588